

注)「進学届」を進学先の学校へ提出したあと、この書類は生徒本人が保管してください。

奨学生控

予約奨学生の手続きについて

令和 6 年 1 月 25 日

受付番号 20001

氏名 ショウカク ノゾミ

学校名 大阪府育英会中学校

公益財団法人 大阪府育英会

あなたは、下記のとおり令和6年度予約奨学生貸付予定者として決定しています。

令和6年4月に学校教育法に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）、高等専門学校又は専修学校（修業年限1年以上の学科の高等課程）へ進学し、奨学資金の貸付が必要な場合は、右の「進学届」及び「奨学資金借用証書」を進学先学校を通じて育英会へ提出することにより、奨学生として「本採用」になります。

【審査結果】

・奨学資金は、国公立・私立のどちらの学校へ進学した場合も貸付できます。

貸付までの流れ

- 審査結果に該当する学校へ進学することが確定し、奨学資金の貸付が必要な場合は、「進学届」及び「奨学資金借用証書」を記入し、進学先の学校へ書類を提出してください。
提出期限 令和6年4月8日(月)
(※学校が期限を指定している場合は、その期限を優先してください。)
- 高校等を通じて育英会へ手続書類が提出されます。
- 令和6年5月下旬、高校等を通じて「本採用」の通知書を生徒本人に交付します。
- 令和6年5月30日に生徒名義の口座へ奨学資金を振込みます。

注意事項（必ず、よく読んでください。）

- 右の「進学届」及び別紙「奨学資金借用証書」に必要な事項を正確に記入し、入学後、進学先の学校へ提出してください。
提出期限 令和6年4月8日(月)
(※学校が期限を指定している場合は、その期限を優先してください。)
- 提出期限までに「進学届」、「奨学資金借用証書」の提出がないときは、貸付を辞退されたものとみなします。奨学資金の貸付が不要となった場合は、「進学届」、「奨学資金借用証書」の提出は不要です。
- 「進学届」、「奨学資金借用証書」を提出された方は、在学学生を対象とする奨学生募集に申込みする必要はありません。
- 国や大阪府の支援金等の制度について、内容に変更が生じた場合は、貸付額が変わる場合があります。
- 奨学資金は、奨学生（生徒）本人の口座へ振り込みます。

振込先口座

ゆうちょ銀行

貸付期間は、進学した学校の正規の最短修業期間です。

第1回目は

令和6年5月30日

第2回目は

令和6年10月11日

第3回目は

令和7年1月30日

※貸付額により、第2回目、第3回目の貸付がある場合があります。

- 奨学金の貸付を受けた奨学生については、貸付した額及び時期を学校長を通じて通知します。
- 奨学金の返還は、高等学校を卒業後6ヶ月を経てから、定められた返還金額を借用人（生徒本人）の預貯金口座から振替で返還していただきます。

☆問い合わせ先

公益財団法人大阪府育英会 採用貸付課

〒534-0026 大阪市都島区網島町6番20号 大阪私学会館2階
TEL 06-6357-6272 FAX 06-6358-3053
業務時間 平日 9:00~17:30

B

提出先
高等学校等

- 令和6年度 -

公益財団法人大阪府育英会 理事長 様

進学届

(注) 各自で記入してください。

受付番号 様式第16号
1 2 6
1 20001

記入日： 2024 年 月 日

見本

このたび、下記の学校へ進学しましたので、お届けいたします。

本人 (生徒)	氏名	ショウカク ノゾミ	生年月日	いずれかに○ 昭和 平成 年 月 日
	フリガナ		(注) 氏名が変わったときは記入してください。	
	(注) 改氏名		※申込み時に届け出た口座の新氏名に変更した通帳コピーを提出してください。	
住所	〒 -	171	自宅 ☎	172 - -
			携帯 ☎	187 - -

連帯保証人	フリガナ	202	生年月日	いずれかに○ 昭和 平成 年 月 日
	氏名	227		
	住所	〒 -	398	自宅 ☎
			携帯 ☎	414 - -

進学先学校名	該当欄に○をつけてください	学科 (コース)	卒業予定年月	最短修業年限
	1 全日制 3 通信制		西暦 7 年 月 年 月 日	年 月 日
学校	2 定時制 4 多部制		2 0	

私立の高等学校等に進学された方のみ記入

進学された学校の年間授業料のみを記入してください。

進学の学校設置者から授業料の減額又は免除を受ける者(特待生)は、特待生にチェックをし、減額又は免除後の額を記入してください。

年間授業料 (私立のみ記入)

15	十	万	千	百	十	円
0						

貸付限度額 (年額) について

■ 国公立の高等学校等 (高等専門学校は除く) に進学された方

国から授業料相当額の就学支援金が支給され、授業料が無償となりますので、「貸付限度額 (年額)」は10万円となります。

■ 上記以外の高等学校等 (私立高等学校、高等専修学校等) に進学された方

右の見込額を用いて、別紙「貸付限度額 (年額) の計算方法について」を参照に限度額を算出してください。

国 就学支援金見込額	大阪府 授業料支援補助金見込額	合計
396,000 円	204,000 円	600,000 円

○提出された「収入等に関する証明書等」に基づき、育英会が独自に令和5年度の制度内容で国及び大阪府から補助されるであろう見込額を算定しています。(授業料が年間60万円の学校の場合の見込額)

○「大阪府授業料支援補助金見込額」については、私立高校生のみ1人の子どもを扶養する世帯の見込額となります。

○国や大阪府の支援金等の制度について、内容に変更が生じた場合は、貸付額が変わる場合があります。

・「貸付限度額 (年額)」の範囲内で「希望する借入金額 (年額)」を記入してください。

・貸付限度額に千円未満の金額がある場合は、千円単位に切り上げます。また、貸付限度額未満を希望する場合は、1万円単位となります。

希望する借入金額 (年額)

23	十	万	千	百	十	円	14
0							

<育英会使用欄>

学校番号

枝

区

学科

28

34

36